

JMFF

日機連週報

第3542号 2026年2月27日(金)

CONTENTS

● 税制関連情報

機械業界で利用したい税制のご紹介
(令和8年度税制改正”大綱閣議決定”の結果)

● 講演会案内

日機連WEB講演会「欧州機械規則の要点と対策」

● 政府公開情報

経済産業省 「「DX推進指標」の改訂について」

● 日機連の動き

● 会員イベント情報

(一社)日本歯車工業会「2026年度JGMAギヤカレッジ(歯車技術講座)」のご案内

(一財)機械振興協会 第495回機振協経済研究所セミナー

「身体知とは何か? AI時代の今、必要とされるもうひとつの知」のご案内

● お知らせ

厚生労働省「令和8年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の
就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について」について

(公社)日本トラック協会 「引越繁忙期における引越しの分散化のお願い

と引越安心マークの事業者のご案内」について

厚生労働省「2025年度オンライン講習会 粉じん障害防止対策」について

● 機械のチカラ(第15回)

(一社)日本歯車工業会と歯車の概要について

日機連ではホームページを開設しておりますのでご利用下さい。

URL : <https://www.jmf.or.jp>

[バックナンバーはこちらから](#)

<禁無断転載>

● 税制関連情報

機械業界で利用したい税制のご紹介

(令和 8 年度税制改正”大綱閣議決定”の結果)

令和 8 年度税制改正”大綱閣議決定”において、当会が要望した項目の内、**機械業界として活用できる税制が数種実現**しましたので、以下、ご紹介致します。

1. 大胆な投資促進税制の創設

建物を含めた即時償却や税額控除(最大 7%)を認める設備投資税制が創設されました。

POINT!

- ① 企業規模や業種を問わず、幅広い事業者が対象
- ② 即時償却または税額控除(最大 7%)を措置
- ③ 令和 10 年度末までに確認を受けた設備投資計画について、確認から 5 年間に取得・事業共用する設備が対象



対象設備

下記要件を満たす設備投資計画のうち、経済産業大臣の確認を受けたもの。

(対象設備) 機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェアのうち、一定のもの。加えて、生産等設備を構成するもの、中古資産でないこと、などを満たす必要がある。

(対象投資計画)

- ・投資下限額: 35 億円以上(中小企業者等については 5 億円以上)
- ・ROI 水準: 投資利益率が年平均 15%以上 等

(その他)

- ・設備投資計画について、取締役会など適切な機関の意思決定に基づくもの
- ・本設備導入計画が、適用法人の設備投資を増加させるものであること 等

措置内容

事業者の判断で設備ごとに即時償却と税額控除のいずれかを選択適用が可能

- ・即時償却または税額控除 7%(建物、建物附属設備及び構築物は税額控除 4%)
 - ☞控除上限: 法人税額の 20%
- ・事業環境の急激な変化による影響への対応(繰越税額控除)
 - ☞予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者について、繰越税額控除(3 年間)が可能。

適用期間

事業者の大胆な設備投資を後押しするため、取得や事業供与まで長期間の時間を要する設備投資であっても、対象となるよう長い適用期間を設定

- ☞ 令和 11 年 3 月 31 日までの間に設備投資計画につき法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から 5 年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

留意事項

他の設備投資税制の適用:

本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制は適用しない。

租税特別措置の不適用措置:

大企業については、前年度の所得を上回る事業年度において、次のいずれかに該当する場合、本制度(繰越税額控除を除く)を適用しない。

- ① 継続雇用者の給与等支給額の対前年度増加率 1%未満(従業員 2,000 人超の場合等は 2%未満)
- ② 国内投資設備額が当期償却費総額 30%以下(従業員数 2,000 人超の場合等は 40%以下)

2. 研究開発税制の拡充・延長等

中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、以下が措置されました。



(1) 戦略技術領域に係る研究開発への重点化(令和 9 年度から)

- ① 戦略技術領域(AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙の 6 分野における特に早期の企業化が期待される技術)の研究開発に対して以下の措置を講じる。
- ② 事業者が、認定計画に基づき自ら実施する研究開発について、その試験研究費の 40%を法人税額から控除(「戦略技術領域型」の創設)
- ③ ②のうち、事業者が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発について、その試験研究費の 50%を法人税額から控除(「大学拠点等強化類型」の創設)
- ④ 「戦略技術領域型」「大学拠点等強化類型」を含む)に対する控除上限は法人税額の 10%。控除しきれない分は 3 年間の繰越(研究開発を増やした年に利用可)を措置。
- ⑤ 適用期限等: 令和 9 年度から 10 年度末までに認定を受けた計画に対して、認定日から最大 5 年間適用。

(2) オープンイノベーション型の見直し(令和 8 年度から)

- ① 一定の要件(大学等の長(本部)の認定)を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究については、第三者による監査を不要とする。
- ② 高度研究人材の活用の拡充のため、高度研究人材の定義について、博士号取得から 5 年間又は上記の者を採用してから 5 年間、に拡充するとともに、研究テーマの公募要件について、提案者の範囲を高度研究人材を含む使用人、に拡充する。

(3) 一般型の研究開発投資をより促すため等の見直し(令和 8 年度から(令和 9 年度からもあり))

- ① 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇に対応するため、控除率を見直すとともに、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度も同様に見直す。
- ② その上で、時限措置(控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置)について、適用期限を 3 年間延長する。
- ③ 海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化のため、(新医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験に係るものほ除き)税制対象額を現在の 100%から令和 8 年度 70%、令和 9 年度 60%、令和 10 年度 50%と段階的に見直す。

3. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長等

企業の脱炭素化投資を後押しするため、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能なカーボンニュートラル投資促進税制の拡充、延長等のため、以下の措置が行われました。

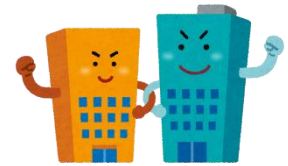
- ① 適用期限は、2028 年 3 月 31 日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後 3 年を経過する日まで。
- ② 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 8%の税額控除(中小企業者等の場合は最大 10%)又は 30%の特別償却を措置(措置対象となる投資額は 500 億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の 20%まで)。
- ③ 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

[炭素生産性の相当程度の向上と措置内容]

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置(令和 8・9 年度)
中小企業者等	17%	税額控除 14% 又は 特別償却 50%	22%	税額控除 10% 又は 特別償却 30%
	10%	税額控除 14% 又は 特別償却 50%	17%	税額控除 5% 又は 特別償却 30%
中小企業者等 以外の事業者	20%	税額控除 10% 又は 特別償却 50%	25% ※20%	税額控除 8% 又は 特別償却 30%
※連携企業へ 取組支援をした 場合	15%	税額控除 5% 又は 特別償却 50%	20% ※15%	税額控除 3% 又は 特別償却 30%

4. オープンイノベーション促進税制の拡充・延長等

- ① オープンイノベーション促進税制は、スタートアップの「新規発行株式」または「既存株式 (M&A 型)」を一定額以上取得した場合、その取得価額の 25% を所得から控除できる税制です。
- ② 今回、事業会社とスタートアップの協業の更なる促進やスタートアップの出口戦略の多様化を後押しするため、M&A 型について、マイノリティ取引(3年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式取得)を対象化、また、吸収合併時には、一括での益金算入から5年間での均等額の取り崩しに見直すこととされました。
- ③ その上で、本税制の適用下限額を引き上げ、適用期限が2年間延長されます。



赤字部分が改正部分

対象株式	新規出資型	M&A 型	
	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)	発行済株式 (50%以下の取得時)
株式取得 上限額	50 億円/件	200 億円/件	
	年間 500 億円/社まで		
株式取得 下限額	大企業 2 億円/件 中小企業 1 千万円/件 ※海外スタートアップの場合、一律 5 億円/件	7 億円/件	3 億円/件
益金参入要件	3 年経過までに株式譲渡した場合等	5 年以内に成長要件を満たさない場合等 ※吸収合併は吸収合併後 5 年均等取り崩し	・ 5 年以内に成長要件を満たさない場合等 ・ 3 年以内に 50% 超まで議決権比率を引き上げなかった場合 ※吸収合併は吸収合併後 5 年均等取り崩し

以上の内容は与党税制大綱の決定を踏まえたものであり、次期通常国会での税制改正関連法が成立した後に制度の適用が開始されます。詳細は、経済産業省の公表をお待ち下さい。

〔企画部〕

● 講演会案内

日機連WEB講演会「欧州機械規則の要点と対策」

日機連では、国内産業への機械安全普及活動の一環として、**機械安全に関する情報を紹介する講演会**を開催しております。今年度 2 回目の WEB 講演会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

本講演会では、2027 年 1 月 20 日から適用される**欧州機械規則の要点と対策**について、神余浩夫氏(三菱電機株)より解説いたします。

是非ご参加頂き、新たな規制に対する理解を深めて頂ければ幸いです。

皆さまのお申し込みをお待ちしております。

**Machinery
Regulation**



記

日機連WEB講演会の概要

日 時 : 2026年3月25日(水) 14:00~15:00

場 所 : WEB開催(Webex)

プログラム : 「欧州機械規則の要点と対策」

講 師 : 三菱電機株式会社 先端技術総合研究所 神余浩夫氏

参 加 料 : 無 料

定 員 : 200名

※ 定員になりましたら締め切らせて頂きます。

申 込 期 限 : 3月18日(水) までにお申し込み下さい。

JMF
Japan Machinery Federation

お申し込みは、以下のフォームからお願い致します。

【お申込みフォーム】 <https://forms.gle/Zk2Xq8d6WywJ3DrQA>

※ URL からの申し込みが出来ない場合は、「会社名」、「氏名」、「メールアドレス」及び「電話番号」を記入してメールで“ hyojun@jmf.or.jp ”宛にお送りください。

〈問い合わせ先〉 (一社)日本機械工業連合会 標準化推進部 吉田、野村

TEL 03-6302-1653 E-mail: hyojun@jmf.or.jp

〔標準化推進部〕

● 政府公開情報

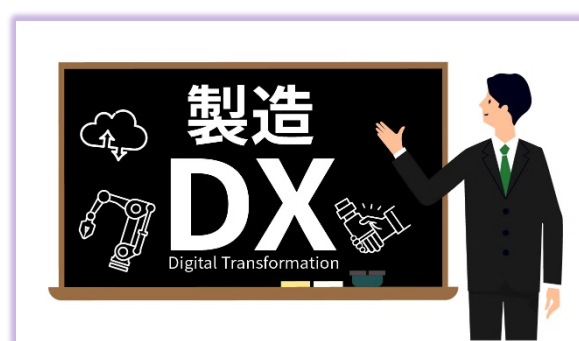
経済産業省 「DX 推進指標」の改訂について

経済産業省では、同省のホームページにおいて、「DX 推進指標の改訂」に関して公表していますので、お知らせします。

詳細は、以下ホームページを参照願います。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/02/20260213001/20260213001.html>

経済産業省は、2019 年 7 月に、経営者や社内の関係者が DX の推進に向けた現状や課題に対する認識を共有し、アクションにつなげるための気付きの機会を提供する自己診断指標として、「DX 推進指標」を取りまとめましたが、以降、技術の大規模かつ急速な進展等により、企業の DX を取り巻く環境は大きく変化しています。



こうした環境変化等も踏まえ、経済産業省及び IPA は、2025 年 1 月に「企業 DX を推進する指標の在り方に関する検討会」を立ち上げ、企業がより活用しやすい指標とするため、デジタルガバナンス・コード 3.0 に基づき、自己診断に用いる設問及び成熟度レベルの見直しを行い、「DX 推進指標」を改訂しました。

改訂の結果、自己診断を行う企業が、DX 経営による企業価値向上をより一層意識することができる内容となり、また、各設問における自社の成熟度レベルを上昇させることで、DX 先進企業(DX 銘柄、DX セレクション)を目指すことのできる構造へとアップグレードしました。



[経済産業省オフィシャルサイトへのリンクはこちらから](#)

〔総務部〕

日機連の動き

○ 今後の会合予定

開催日時		会 合 概 要	場 所
3月	2日(月) 13:30～	ロボット大賞 ノミネート委員会	日機連会議室 1
	5日(木) 15:30～	第 100 回(2025年度第4回)関西事業活力研究委員会(大阪事務所)	ホテル阪急 インターナショナル
	7日(土)	関西日機連杯(大阪事務所)	兵庫県加古川市
	9日(月) 15:00～	第 610 回関西団体協議会(大阪事務所)	(一社)日本自動車部品工業会西日本支部
	12日(木) 10:00～	ISO/TC199 部会	日機連会議室 3
	13日(金) 13:30～	IEC/TC44 部会	日機連会議室 3
	16日(月) 13:30～	JIS B 9710WG	WEB
	19日(木) 13:00～	JIS B 9715WG	WEB
	23日(月) 14:45～	第 658 回海外・産業動向懇談会及び年度末懇親会	日機連会議室 1
	23日(月) 締切	2025 年度第3回統括審議委員会	書面審議
25日(水) 14:00～	日機連WEB講演会「欧州機械規則の要点と対策」 講師:三菱電機(株) 先端技術総合研究所 神余浩夫氏	WEB	



東尋坊(写真提供:T.S様)



会員イベント情報

「(一社)日本歯車工業会 「2026 年度 JGMA ギヤカレッジ(歯車技術講座)」のご案内

一般社団法人 日本歯車工業会では、毎年、歯車技術全般を学べる**ギヤカレッジ**を毎年開講しております。今年度もギヤカレッジを開講いたしますので、ご案内申し上げます。

講座は、マスターコース(基礎講座)とプロフェッショナルコース(応用講座)の2コースとし、それぞれ1年間で完結する講座として歯車の基礎理論、材料工学、加工理論、実技等の全般を国内の先端研究者、企業の歯車技術者を講師に迎え習得を目指します。また、2024 年度より**ギヤカレッジ修了者へ修了認定マークを授与**しています。このマークは皆さまの名刺に貼付いただくことで、ギヤカレッジを修了された証として将来にわたってアピールできる手段です。ぜひ、本講座へご参加賜りますよう、ご案内申し上げます。



ギヤカレッジ修了認定マーク

記

「2026 年度 JGMA ギヤカレッジ(歯車技術講座)」の概要

【マスターコース(基礎講座)】

1. 歯車の基礎(材料・熱処理等含む)・設計・製造に関する講義(必修)
2. 現場体験(各企業の製造現場)により理解を深める(選択)

専門基礎講義(必修):材料・加工基礎、歯車基礎Ⅰ、歯車基礎Ⅱ、歯車製造Ⅰ、歯車製造Ⅱ、歯車設計Ⅱ
基礎実習(選択) 久留米市

現場実習Ⅰ(最多2社選択) 現場実習Ⅰ-A(カシジ) 現場実習Ⅰ-B(不二越)現場実習Ⅰ-C(ニデックマシンツール)

現場実習Ⅰ-D(本クリンゲルバルグ) 現場実習Ⅰ-E(TPR 大阪精密機械) 現場実習Ⅰ-F(ジエイクテクノロジーシステム)

現場実習Ⅱ(1社選択) 現場実習Ⅱ-A(カシジ) 現場実習Ⅱ-B(ニデックマシンツール)

※ マスターコース(基礎講座)の内容については、こちらをご参照ください。

【プロフェッショナルコース(応用講座)】

1. 応用に重点をおいた歯車の設計・製造・性能評価に関する講義(必修)
2. トラブルシューティング(破損歯車の原因究明・対策)の講義演習(選択)

専門応用講義(必修) 歯車製造Ⅲ、歯車製造Ⅳ、歯車設計Ⅲ、歯車設計Ⅳ、
歯車性能評価Ⅰ、歯車性能評価Ⅱ

トラブルシューティング(選択):歯車トラブルシューティングⅠ、歯車トラブルシューティングⅡ、歯車トラブルシューティングⅢ

特別講座(選択)工場見学・実演 DMG 森精機

※ プロフェッショナルコース(応用講座)の内容については、こちらをご参照ください。

定員・受講料

【マスターコース(基礎講座)】(定員30名)正会員41.8万円 賛助会員52.8万円 会員以外63.8万円

【プロフェッショナルコース(応用講座)】(定員20名)正会員40.7万円 賛助会員51.7万円 会員以外62.7万円

[協賛学会会員は賛助会員受講料とする] [受講料の納入後は、如何なる理由があっても返金はありません]



一般社団法人 日本歯車工業会

講座の詳細やお申込みは、[\(一社\)日本歯車工業会公式ホームページのご案内](#)をご参照ください。

開催期日・場所などを含む募集要項は2026年3月上旬にホームページにてご案内いたします。

問合せ先:(一社)日本歯車工業会 TEL 03-3431-1871 E-mai:shigemitsu.y@jgma.org 担当:矢島

(一財)機械振興協会 第 495 回機振協経済研究所セミナー 「身体知とは何か？AI 時代の今、必要とされるもうひとつの知」のご案内

一般財団法人 機械振興協会の経済研究所では、定期的にセミナーを開催しております。第 495 回機振協セミナーでは、「**身体知とは何か？AI 時代の今、必要とされるもうひとつの知**」をテーマに取り上げます。

既存の概念を打ち破るような新たな創造性を発揮するには、どうすればよいのでしょうか。

現在もはやされている AI は、プログラミングされた時点ですでに使用できる言葉や概念の枠組みが定められています。そのため、真に新しい発想や、既存の枠を超えた創造性を生み出すことは本質的に難しいと言えます。

そこで重要となるのが、「身体知」と呼ばれる、身体に根ざした知のあり方です。そもそも人間の認知は、頭だけで完結するものではありません。私たちは身体を通して世界を知り、身体を通して表現します。動く、触れる、感じる、試すといった経験の積み重ねの中で、言葉になる以前の知が蓄積されていきます。このようにして育まれる、言葉では十分に説明できない「身体だけが知っている知」こそが身体知です。そしてこの身体知こそが、既存の概念にとらわれない新たな創造性を生み出す源泉となります。

本講演では、身体知の重要性について考えるとともに、それをどのように鍛えていけばよいのか、そのヒントを紹介していきます。この機会に、ぜひ奮ってご参加頂ければ幸いです。

記



第 495 回機振協セミナー概要

開催日時：2026 年 3 月 6 日(金)18:00~19:30

開催方式：WEB システムにより開催 事前申込制(先着 100 名 参加費無料)

テーマ：「身体知とは何か？AI 時代の今、必要とされるもうひとつの知」

講師：結城 俊也 氏(医療福祉学博士、専門理学療法士)

主催：(一財)機械振興協会 経済研究所 BIC ライブラリ

参加費：無料 申込締切：3月5日(木)まで

<お問い合わせ>

一般財団法人 機械振興協会 経済研究所 企画管理室 info@eri.jspmi.or.jp



一般財団法人 機械振興協会
Japan Society for the Promotion of Machine Industry

[セミナーの詳細・お申込みは、\(一財\)機械振興協会の公式ホームページのリンクへ！！](#)

お知らせ

厚生労働省「令和 8 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について」について

この度、厚生労働省より当会へ、表題の内容についての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

詳細については、添付書類をご確認ください。

記

[添付書類](#)



(公社) 日本トラック協会「引越繁忙期における引越しの分散化のお願いと引越安心マークの事業者のご案内」について

今般、(公社)日本トラック協会より当会へ、表題の内容の広報依頼がありましたので、ご案内いたします。

記

2026 年春に引越をご検討の皆様へ、例年3月下旬から4月上旬までは、引越が集中する引越繁忙期です。この時期は、希望日にあう事業者が見つからない可能性が高く、トラブルのないスムーズな引越のために、混雑期を外した引越を検討されますよう、お願いいたします。

[依頼状とパンフレット](#)



厚生労働省「2025 年度オンライン講習会 粉じん障害防止対策」について

厚生労働省から当会へ、標記講演会の周知依頼がありましたので、下記の通りお知らせします。

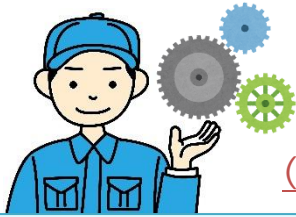
記

この度、厚生労働省「じん肺総合対策普及啓発事業」において、「第 10 次粉じん障害防止総合対策」周知の講習会を開催します。講習会では、「第 10 次粉じん障害防止総合対策」の具体的な内容や対策必須事項について専門講師が分かりやすく解説します。

- 開催日時: 3月2日(月)13:30~16:50
- オンライン開催 (詳細については、下記リンク参照)

https://technohill.co.jp/2026/02/17/r7_jin/





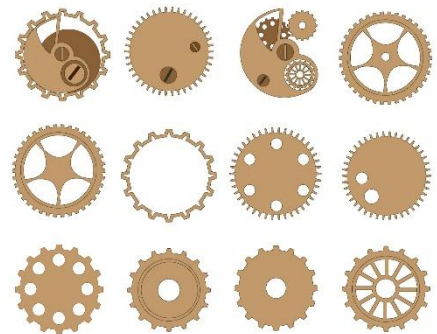
機械のチカラ (第15回)

(一社)日本歯車工業会と歯車の概要について



日機連は、連合会として機械工業と密接な関連を有する様々な業界団体様に「団体会員」として、ご加入頂いております。このコーナーでは、日本の機械工業を支える、当会の団体会員様をご紹介させていただきます。今回は、常に他との協働の中で真価を発揮する、産業革命以来の人類文明の立役者でもある、動力を生み出すための最重要部品である「歯車」の工業会様です。



概要: 一般社団法人日本歯車工業会(JGMA)は、1938 年(昭和 13 年)4 月、現歯車工業会の母体である「東京歯車製造工業組合」として設立された国内唯一の歯車関連の業界団体です。1958 年(昭和 33 年)5 月に社団法人化(社団法人日本歯車工業会)、2013 年(平成 25 年)4 月、社団法人に移行しました。正会員(歯車メーカー)と賛助会員(加工機・測定機メーカー)で構成され、独自の JGMA 規格制定、技術教育「ギヤカレッジ」の運営、国際交流などを通じ、日本の歯車製造業の経営力・技術力強化を推進しています。



活動: 日本歯車工業会の現在の 3 大事業は、①規格事業(ISO 規格の JIS 化、JIS 規格の制定・改定、グローバル事業対応等)、②国際交流事業(海外、業界動向調査、海外視察団派遣等)、③教育事業(ギヤカレッジの運営、歯車入門研究会等)で、その他多岐に渡って会員企業の経営力強化のための取組みを行っています。

業種: 歯車(ギヤ)は、円盤の周囲に多数の「歯」を刻み、それらを噛み合わせることで回転運動と動力を確実に伝える機械要素です。主に動力の伝達、回転速度の減速・増速、回転方向や軸の向きの変更に使われ、時計から自動車、産業機械まで幅広く利用される文明社会の根幹部品です。歯車は軸の関係性によって、大きく 3 つに分類されます。①平行軸歯車(2 つの軸が平行。平歯車(スパーギヤ)は最も一般的で歯すじが直線であり、はすば歯車(ヘリカルギヤ)は歯すじが斜めで静かで滑らか)。②交差軸歯車(2 つの軸が 1 点で交わる。かさ歯車(ベベルギヤ)は傘のような形で直交する軸の伝達に利用)。③食い違い軸歯車(2 つの軸が平行でも交差ししない。ウォームギヤは大きな減速比を得られる)。

毎年、歯車技術全般を学べるギヤカレッジを開講しています。マスターコース(基礎講座)とプロフェッショナルコース(応用講座)の2コースで、それぞれ1年間で完結する講座として歯車の基礎理論、材料工学、加工理論、実技等の全般を、国内の先端研究者、各企業の歯車技術者を講師に迎え、習得を目指します。

ギヤカレッジ修了認定マーク

2026 年度の募集は 3 月上旬に当会HP上でお知らせします。



[歯車の業界団体、\(一社\)日本歯車工業会へのリンクはこちらからどうぞ!!](#)